

議案第 69 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 25 年 2 月 18 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条の 2 第 2 号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第 5 条第 12 項」を「第 5 条第 11 項」に改める。

(市川市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正)

第 2 条 市川市障害者介護給付費等審査会の委員の定数等を定める条例(平成

18年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例(平成20年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条第1号中「同条第17項」を「同条第16項」に改め、同条第3号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第4条第1項第2号ア中「第5条第18項」を「第5条第17項」に改め、同号イ中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

第12条第3項第1号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

(市川市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 市川市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例(平成18年条例第47号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める。

第3条第1項第1号中「第5条第18項」を「第5条第17項」に、「第77条第1項第1号」を「第77条第1項第3号」に改め、同項第2号中「第5条第21項」を「第5条第20項」に改め、同項第3号中「第5条第22項」を「第5条第21項」に改め、同項第4号中「第77条第1項第4号」を「第77条第1項第9号」に改め、同項第5号中「第5条第18項、第21項及び第22項」を「第5条第17項、第20項及び第21項」に、「第77条第

1 項第 1 号及び第 4 号」を「第 7 7 条第 1 項第 3 号及び第 9 号」に改め、同条第 2 項中「第 7 7 条第 1 項第 4 号」を「第 7 7 条第 1 項第 9 号」に改める。

(市川市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例の一部改正)

第 5 条 市川市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例(昭和 5 9 年条例第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「平成 1 7 年法律第 1 2 3 号」の次に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、同号イ中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

第 3 条第 1 項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 6 条 市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成 1 6 年条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の表市川市障害者地域生活支援センターの項 1 中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「平成 1 7 年法律第 1 2 3 号」の次に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、「第 5 条第 1 8 項」を「第 5 条第 1 7 項」に、「第 7 7 条第 1 項第 1 号」を「第 7 7 条第 1 項第 3 号」に改め、同項 2 中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に、「第 5 条第 2 1 項」を「第 5 条第 2 0 項」に改め、同項 3 中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に、「第 5 条第 2 2 項」を「第 5 条第 2 1 項」に改め、同項 4 中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に、「第 5 条第 1 8 項、第 2 1 項及び第 2 2 項」を「第 5 条第 1 7 項、第 2 0 項及び第 2 1 項」に改め、同項 5 中「障害者自立支援法第 7 7 条第 1 項第 1 号」を「障害者総合支援法第 7 7 条第 1 項第 3 号」に改める。

第 3 6 条中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第7条 市川市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第3条中市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例第3条第1号の改正規定及び同条第3号の改正規定（「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める部分を除く。）並びに同条例第4条第1項第2号ア及びイの改正規定、第4条中市川市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例第1条の改正規定（「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める部分に限る。）並びに同条例第3条第1項第1号の改正規定（「第5条第18項」を「第5条第17項」に改める部分に限る。）、同項第2号及び第3号の改正規定並びに同項第5号の改正規定（「第5条第18項、第21項及び第22項」を「第5条第17項、第20項及び第21項」に改める部分に限る。）、第6条中市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第4条の表市川市障害者地域生活支援センターの項1の改正規定（「第5条第18項」を「第5条第17項」に改める部分に限る。）、同項2の改正規定（「第5条第21項」を「第5条第20項」に改める部分に限る。）、同項3の改正規定（「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める部分に限る。）及び同項4の改正規定（「第5条第18項、第21項及び第22項」を「第5条第17項、第20項及び第21項」に改める部分に限る。）並びに第7条中市川市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

## 理 由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律における障害者自立支援法の改正に伴い、関係条例で引用している同法の題名を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるとともに、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。